

保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可に関する審査基準の一部改正（案）に対する意見と県の考え方

1 意見募集期間

令和5年8月18日（金） ～ 9月19日（火）

2 意見の提出状況

提出者1人 4件

3 提出された意見の概要と県の考え方

（趣旨を損なわない範囲で意見を整理・要約しています。）

該当する改正箇所	意見の概要	県の考え方
その他 (なし)	<p>①今の教育・保育施設はそのままに、既存の保育所とは別の保育所（欧米で言うところのダーギス※）を、6時間短縮労働向けに設置すべきである。</p> <p>②入所相談所などが要る。</p> <p>③土曜日に半日保育を実施すべきである。</p> <p>④幼保連携型認定こども園は不要である。</p>	<p>①6時間労働（1日当たり）であれば、保育の必要性が認定される1月当たりの就労時間の下限に達することから既存の保育所でも対応可能です。</p> <p>②教育・保育施設の入所調整は市町村で行っております。</p> <p>③土曜保育については、すでに多くの教育・保育施設において実施されているところであり、土曜日の保育は実施されているものと考えます。</p> <p>④質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るなどの観点からも、幼保連携型認定こども園は必要であると考えます。</p>

※スウェーデン語で保育園